

「日本女性会議 2021 in 甲府」大会運営等業務  
公募型プロポーザル実施要項

令和2年6月

日本女性会議 2021 in 甲府実行委員会

## 1 趣旨

日本女性会議 2021 in 甲府大会（以下「大会」という。）を 2021（令和 3 年）10 月 22 日・23 日・24 日に開催するにあたり、大会を市民・県民に周知するとともに、すべての参加者が大会の様々なプログラムをストレスなく楽しむ中で、甲府らしさを感じられる大会運営を円滑に行う必要がある。

そのため、事業の実施にあたっては大会の周知、会場設営・運営等において、専門知識や経験に基づくノウハウなどを活用した優れた提案を得るため、「公募型プロポーザル方式」により事業者を選定して実施する。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

「日本女性会議 2021 in 甲府」大会運営等業務

### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

### (3) 履行期間

令和 2 年度：契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日（水）まで

令和 3 年度：契約締結日から令和 4 年 2 月 28 日（月）まで

### (4) 提案上限額

提案の上限は、11,280,000 円（消費税相当額を含む。）とする。

※ 提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の概ねの規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 見積書を提出する際は提案上限額を超えてはならない。また、令和 2 年度分については、550,000 円（消費税相当額を含む。）を、令和 3 年度分については 10,730,000 円（消費税相当額を含む。）を超えてはならない。

## 3 参加資格要件

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 平成 27 年度から令和元年度までの間に、地方公共団体等から 730 万円以上の本業務と同種業務の委託契約の履行実績を有していること。
- (2) 山梨県内に本社、支店若しくは営業所を有する法人であって、甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (3) 税の滞納がない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 告示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

#### 4 スケジュール

項 目	期 間
プロポーザル公募開始	令和2年6月12日（金）
質問受付期間	令和2年6月22日（月）～6月26日（金）まで
質問と回答の公表	令和2年7月 1日（水）
企画提案に関する書類提出期限	令和2年7月17日（金）
プレゼンテーション審査	令和2年7月28日（火）
審査結果の通知と公表	令和2年7月31日（金）
契約手続	令和2年8月 7日（金）予定

#### 5 参加に係る提出書類

「3 参加資格要件」を満たし、企画提案する場合は、次の必要書類を提出すること。なお、書類の作成にあたっては、「日本女性会議2021in甲府」大会運営等業務企画提案書等作成要領（以下「作成要領」という。）に基づき行うこと。

##### (1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。

	名 称	様式及び添付書類等
1	参加申込書	(様式1)
2	会社概要等整理表	(様式2)・会社概要など参考となる資料を添付すること。
3	協力会社に関する調書	(様式3)・該当する場合のみ記入
4	業務実績書	(様式4)
5	業務実施体制確認調書	(様式5)
6	納税証明書	
7	見積書	(様式6)・積算内訳を添付すること
8	企画提案書	(様式7)・様式7を表紙とし、提案を求める項目については作成要領を参照のこと。

##### (2) 提出部数

- ・正本（提出書類1から8の順に全てを綴じたもの）1部、副本1部
- ・提出書類8の企画提案書については、コピー10部及び電子媒体で提出すること。

##### (3) 提出期限

令和2年7月17日（金）午後5時まで

##### (4) 提出方法・場所

日本女性会議2021 in 甲府実行委員会事務局（甲府市市民部人権男女参画課女性活躍係内）に持参すること。（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）

提出場所：甲府市役所本庁舎4階（住所：甲府市丸の内1丁目18番1号）

## 6 質問の受付及び回答

当該委託業務の公募に関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

### (1) 提出期間

令和2年6月22日（月）から令和2年6月26日（金）午後5時までとする。

### (2) 提出方法

質問書（様式8）により、電子メールにて提出すること。

メールアドレス danjyoks@city.kofu.lg.jp

### (3) 回答方法

令和2年7月1日（水）までに随時甲府市ホームページ特設サイト「なでしこPlus」に掲載する。

### (4) 留意事項

本要項、仕様書、及び作成要領の内容以外に対する質問には回答しない。

## 7 選考方法

### (1) 優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考にあたっては、企画提案者から提出された書類等を「日本女性会議2021in甲府の企画・運営に係る業務受託者選考審査会」（以下「審査会」という。）において評価し、総合得点が最も高い者を優先交渉権者として選考する。また、次点の者を次点交渉権者として併せて選考する。

### (2) 審査

審査は、非公開とし、書類とプレゼンテーションによる審査を実施する。なお、プレゼンテーション審査は、次のとおり実施する。

#### ア 日時・会場

令和2年7月28日（火） 午前9時30分～

甲府市役所本庁舎 7階 会議室7-2（詳細は別途通知する。）

※ 企画提案者が多数の場合は、日時が変わる場合がある。

#### イ 出席者

3名以内

#### ウ 実施方法

##### (ア) プレゼンテーション及び補足説明（30分以内）

プロジェクター及びスクリーンは、日本女性会議 2021 in 甲府実行委員会（以下「実行委員会」という。）で準備する。パソコン等の機器は持参すること。プレゼンテーションは、提出した企画提案書を用い、その表記順に行うこと。

##### (イ) 質疑応答（概ね20分）

### (3) 審査内容

#### ア 評価項目と配点

評価項目と配点については、表1のとおりとし合計110点満点とする。評価方法については、価格は「表2 見積書の評価基準」により算出し、価格以外の評価項目については、「表3 企画提案の審査における評価基準」により6段階で評価する。

なお、価格以外の評価項目については、いずれかが0点の場合又は各選考委員の合計点を平均した点数が60点以下の者は、優先交渉権者又は次点交渉権者とししない。

表1 評価項目の配点

評価項目	参加事業者の適格性	業務の実施方針・業務フロー等	仕様書に基づく企画提案	価格
配点	15点	15点	70点	10点

表2 見積書の評価基準

<p>提出された見積書の金額を、次の計算式にて算出し、点数が10点以上の場合は一律10点とする。</p> <p>「価格点」 = <math>\left[ \frac{11,280,000 - \text{見積額}}{1,100,000} \right] \times 10</math></p> <p style="text-align: right;">〔小数点以下第2位を四捨五入〕</p>	
---	--

表3 企画提案の審査における評価基準

評価	判断基準
5	特に優れている。
4	優れている。
3	平均的な内容である。
2	内容が乏しい。
1	内容が著しく乏しい。
0	不適切な内容である。

イ 最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、価格以外の評価項目の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

(4) 審査結果

審査を受けた企画提案者に対し、令和2年7月31日（金）までに文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（優先交渉権者及び次点交渉権者については、その名称まで）を甲府市ホームページ特設サイト「なでしこPlus」に掲載する。なお、審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

(5) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者は、実行委員会と仕様及び価格等を協議の上、実行委員会の決定を受けることにより令和2年度については受託者、令和3年度については委託候補者となる。ただし、優先交渉権者と協議が整わない場合は、実行委員会は次点交渉権者と協議を行うものとする。

また、参加者が1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、その者を交渉権者として選考する。

## 8 契約及び支払方法

### (1) 契約の締結

#### ア 令和2年度

受託者は、実行委員会と契約を締結し、受託業務を実施する。

#### イ 令和3年度

令和3年4月に開催予定の実行委員会において予算が確定した後、提案書に記載された内容を踏まえながら、実行委員会と委託候補者とで改めて協議のうえ、本業務の範囲・内容・金額等を精査し、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

なお、委託候補者が契約を締結しない場合、又は参加資格要件を満たさなくなった場合は、実行委員会は、次点交渉権者と契約の締結交渉を行うことができるものとする。

### (2) 支払方法

実行委員会は各年度の業務完了後、検査を経て委託料を受託者に支払うものとする。

### (3) 免責事項

実行委員会が、本業務を実施するための令和3年度の予算を確保できないとき、その他やむを得ない事由により本業務を実施することができなくなった場合、実行委員会は、令和3年度の契約を締結しないことができるものとし、委託候補者に対して一切の違約金、損害賠償等の責めを負わないものとする。

## 9 参加者の失格

参加者が次の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合。
- (4) 審査会の委員又は担当職員に対して、直接又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた場合。
- (5) 参加者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。
- (6) プレゼンテーション等に正当な理由なしに参加しなかった場合。

## 10 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと実行委員会が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、応募に関わる全ての経費は実行委員会に請求できない。

## 11 その他

- (1) 企画提案等の応募に関わる全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- (2) 実行委員会に提出された関係書類等は返却しない。
- (3) 実行委員会は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。
- (4) 実行委員会は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて

企画提案者が負うものとする。

## 1 2 連絡先

日本女性会議 2021 in 甲府実行委員会事務局

(甲府市市民部人権男女参画課 女性活躍係内)

担当：佐久間、樋口

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内1丁目18番1号 (甲府市役所本庁舎4階)

TEL 055-225-3940

FAX 055-222-2062

電子メール danjyoks@city.kofu.lg.jp